

一般社団法人日本FIDバスケットボール連盟  
後援名義使用許可規程

**第1条（目的）**

この規程は知的障がい者バスケットボール（以下「FIDバスケットボール」という）の普及や振興に寄与する団体等が事業又は行事（以下「事業等」という）を実施するに当たり一般社団法人日本FIDバスケットボール連盟（以下「本連盟」という）が後援をする場合の基準及び事務手続きを規定するものである。

**第2条（後援の定義）**

この規程に於いて後援とは、団体等が主催する事業等に対して、金銭的支出を伴わず、本連盟が次条等の趣旨に賛同し、名義の使用を承諾することによって支援することをいう。

**第3条（後援の意義）**

後援の名義は、主催者の申請に基づく事業等の趣旨について積極的に後援する価値のあるものに使用する。

**第4条（主催者）**

主催者は以下の通りのものであることを要する。

- (1) 本連盟の加盟団体および認定団体
- (2) 国又は地方公共団体の行政機関
- (3) 公益法人またはこれに準ずる団体
- (4) 新聞、放送等報道機関
- (5) その他本連盟が上記各号に準ずると認める団体

**第5条（主催者及び事業等の全般的条件）**

主催者及び事業等の内容については以下の全てを満たすこと。

- (1) 主催者の所在地、役員等が明確であること
- (2) 開催にあたって、事故防止、公衆衛生対策、災害防止等に十分な設備と措置が講じられていること
- (3) その目的が明らかにFIDバスケットボール競技の技術の向上および普及・振興に寄与することであること
- (4) 営利・宣伝を主たる目的としないこと
- (5) 対象が広い範囲にわたることであること
- (6) 堅実な活動実績を有し、且つ、事業等の遂行能力が十分であると認められること
- (7) 法令又は公序良俗に反することのないこと
- (8) 表現の自由を騙り他を誹謗中傷することのないこと
- (9) 政治的に偏ったものでないこと
- (10) 宗教的に偏ったものでないこと
- (11) その他本連盟の方針に反することのないこと

**第6条（事業等の具体的条件）**

競技会開催の承認に際しては、次の各号の条件を満たさなければならない。但し、本連盟又は当該競技会開催地の都道府県FIDバスケットボール連盟が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1) 参加チームは、全て本連盟の加盟チームであること

- (2) 参加選手は本連盟の諸規程を遵守すること
- (3) 参加選手の障がいについて考慮してあること
- (4) 本連盟が定める競技会開催および運営に関する諸規程に従うこと
- (5) 競技場内およびその周辺に発生したチーム又はその所属員に関する懲罰事項に関しては、関係連盟の裁定委員会が決定すること
- (6) その他本連盟又は当該競技会開催地の都道府県F.I.Dバスケットボール連盟が必要と認めた指示に従うこと

#### 第7条（申請）

本連盟に後援等を依頼する場合は以下の資料を本連盟に、原則として開催日の属する月の前々月の末日迄に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 競技会開催の趣旨
- (2) 次の諸項目を含む競技会要項
  - ① 名称
  - ② 主催者とその所在地
  - ③ 主管者とその所在地
  - ④ 後援の具体的方法
  - ⑤ 会期および会場
  - ⑥ 参加範囲
  - ⑦ 参加資格
  - ⑧ 競技の方法（勝ち抜きか、総当たりか、競技時間など）
  - ⑨ 表彰方法
  - ⑩ 事業等の収入支出予算
  - ⑪ 団体等の活動実績
  - ⑫ 団体等の規約、会則その他これらに類するもの
- (3) 競技会運営の組織とその責任者

#### 第8条（承認）

- 1 理事会は前条の申請があった時は本規程各条の基準に基づいてその内容を審査し承認の可否を決議する。
- 2 過去3年以内に理事会承認決議を得たものと同一の事業等に該当する場合は代表理事である専務理事の決裁により承認することが出来る。

#### 第9条（変更指示）

本連盟は、第7条による申請の内容について、必要により変更を指示すること、或いは条件を付すことが出来る。

#### 第10条（変更申請）

第7条から第9条の手続きに基づき既に承認を得た競技会の開催に関し、第7条の添付書類中の記載事項に変更があった場合は、本連盟に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

#### 第11条（報告）

事業等を実施した団体等は、事業等終了後14日以内に報告書を本連盟に提出しなければならない。

**第12条（承認の取り消し）**

- 1 本連盟は後援の承認後に於いて、本規程に定める基準に適合しない事実が判明した時、団体等が解散した時、事業等を取りやめた時は、その承認を取り消す。
- 2 承認の取り消しにより、団体等が損害を受けた場合に於いても、本連盟はその賠償の責めを負わない。

**第13条（改廃）**

本規程は理事会の決議により改廃する。

**第14条（施行）**

本規程は令和2年（2020年）4月1日に施行する。

[ 後援申請書 ]

<https://www.jbf-fid.jp/wp-content/uploads/2026/01/rule-23-1.docx>